

はじめに

いじめは、児童生徒の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為である。しかし、いじめは潜在化・陰湿化していることから、発見が難しくなっており、早急な対応による早期の解消が困難になってきている現状がある。現にいま、いじめに苦しんでいる児童生徒が身近にいるかもしれない。児童生徒の身近にいる一人一人の教師が改めていじめの問題の重大性を認識し、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」という認識のもとで、いじめの兆候をいち早く把握して、早期発見・早期解消に取り組むことが必要である。いじめの問題の原因や背景については、児童生徒を取り巻くさまざまな要因が絡み合っていると考えられるが、その解決にあたっては「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、いじめられている児童生徒の立場に立って、本人や保護者の気持ちを十分に理解し、きめ細かな対応を取ることが必要である。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）の改定、「いじめの重大事態に関するガイドライン」（文部科学省）の策定および「三重県いじめ防止基本方針」の改定、「津市いじめ防止基本方針」（令和2年1月の最終改定）をもとに、「櫛形小学校いじめ防止基本方針」を定める。

策定した基本方針については、各学校のホームページなどで公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。また、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に推進する。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするために、いじめの防止等の対策の推進に当たっては、全ての児童生徒が、いじめが許されない行為であることやいじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響への理解を深めるようにする。

さらに、いじめを受けた児童生徒の生命や心身を保護することが重要であるため、関係機関や学校、家庭、地域の連携を図りながらいじめの問題の克服を目指す。

（2）いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

個々の行為がいじめであるかどうかについては、表面的・形式的に判断することなく、いじ

められた児童生徒の立場に立つて行う。その際には、いじめられた児童生徒や周辺の状況等の客観的な事実確認も行う。また、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らず、状況によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も行う。ただし、いじめと判断する場合には、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することが必要となる。

具体的ないじめの態様には、例えば次のようなものがある。

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

なお、こうしたいじめの態様の中で犯罪行為として取り扱われるべきものについては、教育的配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図る。

(3) いじめの防止等の対策に係る考え方

本校では、以下の基本的な考え方に沿ったいじめの防止等の対策を推進する。

ア いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。

イ いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものであり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。

ウ いじめを受けた児童や通報した児童の安全を徹底して守る。

エ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても見逃すことなく対応する。

オ 「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団づくりに努める。

カ いじめは、関係機関や学校、家庭、地域など社会総がかりで取り組むべき問題と認識する。

キ いじめの件数が増えることのみを問題視するのではなく、積極的にいじめとしてとらえて解消を図る。

2 檜形小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第二十二条より、次の組織を設定する。

(1) 組織の名称

檜形小いじめ対策委員会

(2) 組織の構成

校長 教頭 生徒指導担当 人権教育推進担当 担任

必要に応じて、保護者代表としてPTA役員、地域住民代表として学校評議員

スクールカウンセラー

(3) 組織の役割

・いじめに関する情報の収集及び共有。

- ・いじめ事実の確認。対策案を練る。
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応。
- ・学級への指導体制の強化、支援。
- ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報。
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析。

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

いじめ防止対策推進法第十六条により、早期に発見するための在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

(1) いじめの防止

- ・人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、指導にあたる。
- ・様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
- ・保護者との連携を図る。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめに繋がる行為を見逃さず、常に情報共有をする。
- ・学期に1回以上、生活アンケート等の調査を実施
- ・日記指導、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して児童の実態の把握
- ・家庭訪問等を通して、保護者との連携

(3) いじめに対する措置

- ・いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員がいじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとる。
- ・いじめられた児童・知らせた児童への安全を確保する。
- ・いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。
- ・津市教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関と連携をとる。
- ・いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの認知件数が零の場合について

学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。

(6) 児童の主体的な取組について

児童がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童が自らいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組を進める。

(7) 小中一貫教育によるいじめの防止等の推進

中学校への進学後、不登校や問題行動の発生件数が増加する傾向がある。こうした課題に対応し、児童が学校生活に適応できる環境を確保することにより、結果としていじめに関わる事案を未然に防げるよう、小中一貫教育では、小学校と中学校の9年間を見通した生徒指導への取組を進める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法では、次の場合を重大事態として規定し、その未然防止や事実関係の調査、報告などの対処を求めている。

重大事態とは

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合で、例えば次のようなケースが想定できる。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合で、「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず迅速に調査等に取り組む。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処する。

また、法、本基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）および「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）により適切に対応する。

(2) 重大事態発生時の対応

ただちに、津市教育委員会を通して津市長へ事態発生について報告する。

その後、津市教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行う。

5 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」となされている。また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

・PTAの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・ほけん通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。

・日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力を計る。

6 いじめの未然防止、早期発見対応に関する取組の流れ

未然防止 (1) 全教職員が危機意識を持ち、気になること確実に伝えあう。 (2) いじめは絶対に許さないことを宣言する。 (3) いじめの理解と抑止に結びつく調査を実施する。 (4) 道徳や人権の学習を中心として全ての教科・領域を通して、心の教育を推進する。		
2 いじめ情報のキャッチ (1) 朝の出欠確認による児童観察 (2) 児童・保護者アンケート (3) 生活記録ノートの活用 (4) 日頃のコミュニケーション等 (5) 関係機関との密な情報交換 (6) 家庭・地域との連携 3 報告 憶測を入れず事実報告	<流れ> 担任 ↓ 報告 生徒指導 教頭 ↓ 報告・相談 校長	○些細なトラブルを見逃さないようにする。 ○全ての教職員で児童を見守る。 ○報告は早く・正確に（5W1H）
4 事実の正確な把握・情報収集 (1) いじめられた児童・いじめた児童から事実確認・情報収集 (2) 他の児童、教職員からの事実確認・情報収集	【いじめと認知、判断した場合】 関係教職員 ↓ 被害者 加害者 他の児童 ↓ 関係教職員	訴えに対してはその日のうちに行動する。 ○被害者の「大丈夫」は鵜呑みにしない。 ○傾聴、共感的理解、適応へのサポートをする。

*迅速な対応（その日に）	↓ 生徒指導・教頭・校長 ＜生徒指導委員会＞	○恐喝や暴力行為等は警察と連携をする。 ○見通し（児童への指導・保護者対応をいつまでに・誰がどこまで）を確認・共有する。
5 いじめへの対応 (1) いじめられている児童への支援 (2) いじめている児童への指導 (3) はやし立てる、見て見ぬふりをする児童への指導 (4) 担任から保護者への連絡 *迅速な対応	校長・教頭・担任・生徒指導 他学年の教職員 (1) いじめられている児童へ支援 (2) いじめている児童へ指導 (3) はやし立てる児童、見て見ぬふりをする児童へ指導 担任→保護者→報告	個人で対応することなく、学校の問題として全教職員が関わる。 ○毅然とした態度で対応する。 ○具体的に身につけさせたい力を明確にする。 ○あなたの事が心配というスタンスを忘れない。
6 いじめの経過観察 変化を見守る	被害者、加害者、周囲の生徒を見守り、問題をくり返さないよう心の成長を促す。	○いじめの完全な解決を目指す。